

反旗翻す労働組合の

労働組合の全日海に労働組合がある。全日本海員組合従業員労働組合(全日海労組、北山等組合長)という。同労組が団体交渉を求めても全日海は容易に応じない。やむなく全日海労組は労働委員会と裁判所に提訴を繰り返している。

「雇い止め」で労組結成

全日海労組が結成されたのは、2013(H25)年4月18日である。全日海の阿部博・元小名浜支部長が、北山等・元副組合長や北陸支部の伊藤大作・執行部員らと相談して設立した。

結成の切っ掛けは定年退職後の「雇い止め」だった。全日海は2006(H18)年から60歳の定年後、5年間の雇用が継続できる「再雇用制度」を導入した。給料は6～8割を保障した。62歳までが退職時の8割、64歳までが7割、65歳で6割を支給する。ボーナス(期末手当)も現役執行部員や事務職員と同率で支払う。

ところが2012(H24)年4

月に規定を変更した。

給料は「退職時の総収入の8割」から「退職時の基本給の8割」に、「ボーナスは無し」に減額した。実質的に年収は半分ぐらいに減った。この新规定で全日海執行部は気に食わぬ人物を排除した。

データ持ち出しで濡れ衣

全日海本部の総合政策副本部長を最後に定年退職後、釧路海員会館(エスカル釧

平成27年7月10日

全日本海員組合従業員労働組合
組合長 北山 等 殿

全日本海員組合
組合長 森田保己

当組合が、平成25年4月25日及び5月7日に貴組合の申し入れた団体交渉に応じなかったことは、東京都労働委員会において不当労働行為であると認定されました。

今後、このような行為を繰り返さないように留意します。

▲都労委が全日海に命じた1回目の謝罪文

労働組合

裁判録に見る 全日海の人権抗争(4)

路)の館長を勤めていた阿部博氏(当時・62歳)は、2012(H24)年4月に突然、全日海本部(東京・六本木)に呼び出されて、松浦満晴総務局長(現組合長)、鈴木順三総務部長(現副組合長)ら3人から取り調べを受けた。

「2年前の北山等氏の統制処分」のデータを持ち出され、と詰問された。

『持ち出してない』と答えても聞き入れられず、話は平行線に終わって釧路に帰った。私を呼び出した理由は北山等氏と争っていた訴訟が最高裁で負けたので、その犯人捜しのためだった(羅針盤20号)

それから暫くすると全日海は阿部氏に新規定を適用し、賃金を個別交渉とし、ボーナスは無しとした。

「全てが本部の意のまま。団体交渉するしかないと考え、同じ境遇にあった北山さんと相談して労働組合を結成した」

結成から6日後(2013年4月24日)に阿部氏は全日海から「雇い止め」(再雇用拒否)にされた。

2012(H24)年8月に定年退職し、呉海員会館の館長に就任した北山等・全日海元副組合長は全日海に2年目の再雇用契約を拒絶され「雇い止め」になった。阿部氏と相談して全日海労組を結成した。組合長に北山氏が就任した。

全日海労組は阿部氏の再雇用と労働協約の締結を求めて全日海に団体交渉を申し込んだ。

不当労働行為の連続

しかし、全日海は交渉に応じなかった。そこで全日海労組は労働審判に訴え、東京都労働委員会(都労委)に「不当労働行為」の救済を申請した。

都労委の審判結果は全日海に80万円の解決金支払いを命じた。しかし、阿部氏の再雇用を認めなかった。納得のいかない全日海労組は裁判に持ち込むことにし、東京地裁に提訴した。

全日本海員組合従業員労働組合
組合長 北山 等 殿

全日本海員組合
組合長 森田保己

当組合が、①貴組合の組合員大倉実氏の平成28年10月31日付再雇用職員労働契約終了に当たり、同氏の雇用を継続しなかったこと、及び、②貴組合の組合長北山等氏の29年8月31日付再雇用職員労働契約終了に当たり、同氏の雇用を継続しなかったことは、東京都労働委員会において不当労働行為であると認定されました。

今後、このような行為を繰り返さないよう留意します。

▲都労委が全日海に命じた2回目の謝罪文

判決は2016(H28)年3月23日に出た。東京地裁は全日海に①雇い止めの無効②雇い止め中の給料の支払い——を命じた。

全日海は判決を不服として控訴した。一方の阿部氏も「全日海にボーナスの支払い義務はない」ことを不服として控訴した。

東京高裁は和解を斡旋した。2016(H28)年9月6日に「全日海は阿部氏に雇い止め開始から3年半の給与を支払う」「阿部氏が2013(H25)年5月末で退職したことを両者が確認する」(阿部氏が統制委員会のデータを持ち出していない)ことで和解が成立した。

「大筋で主張を認めてもらった。3年半、頑張った甲斐はあった」(阿部氏)と喜んだ。

「雇い止め」怖さに給料半減で調印

全日海関西支部副部長を最後に2011(H23)年に定年を迎えた大倉実氏は博多海員会館の職員に再雇用された。ところが1年後、再雇用規定が改訂され、年収が半減した。『東日本大震災で組合費収入が減って財政が厳しい』との理由だった。

「とても、やっていけないと思ったが、契約の更新を拒めば解雇(雇い止め)になると聞かされ、やむなく新规定に調印した。ところが、他の再雇用者の中にはボーナスを受け取っている者もいたし、全日海執行部

の給料は年々、上がっていた。差別的な扱いに文句を言ったが、聞き入れてもらえなかった」(羅針盤22号)

大倉氏は、2012(H24)年、東京地裁に全日海を提訴した。「改悪された再雇用規定を元に戻すこと」と「新规定導入後、不払いのボーナス5年分と減給分の支払い」を求めた。

2013(H25)年には全日海労組結成に加わり、団体交渉で闘うことにした。しかし、全日海は団交を拒否し続けた。

東京地裁の判決は6年後の2018(H30)年5月31日に言い渡された。大倉氏は勝訴した。東京地裁は「新规定は違法」として、大倉氏に400万円のボーナスの支払いを命じた。

全日海が根拠とした『震災による財政難』は「役員や正規職員の待遇を上げておきながら、再雇用者だけを減給にするのは非合理である」と退けた。

大倉氏が給料半減の新规定の契約書にサインしてしまったことについても「サインは自由な意思でされたものと認められない」と退けた。

全日本海員組合従業員労働組合
代表者組合長 北山 等殿
全日本海員組合
代表者組合長 森田保己
当組合と貴組合との間で平成
29年1月24日、同年2月21日、
同年4月17日、同年5月22日及
び同年6月21日に行われた団
体交渉について、団体交渉事項
「再雇用契約または継続雇用契
約によらない定年後の雇用形態
について、その採用の条件及び
労働条件の説明」のうち、採用
の条件の説明に係る当組合の対
応が、石川県労働委員会におい
て労働組合法第7条第2号に該
当する不当労働行為であると認
定されました。
今後、このような不当労働行為
を繰り返さないようにします。

▲石川県労委が全日海に命じた謝罪文

判決を不服とし、全日海は控訴した。

東京高裁の判決は2019(H31)年1月に出された。「再雇用の新規定は合理性がない」と否認した。

全日海は最高裁に上訴した。

2019(H1)年7月、最高裁は上告を棄却し、東京高裁の判決が確定した。

8年間も闘って大倉実氏には従労感が残った。

「全日海は、このようなやり方(差別)は止め、従来のように公平・平等な扱いに戻してもらいたい」

「雇い止め」は違法

雇い止めになった北山氏は2013(H25)年8月、東京地裁に労働審判を申し立てた。が、審判官は「労働審判には馴染まない」として本訴に移行した。

判決は2016(H28)年1月、北山氏が勝訴した。東京地裁は「北山氏の雇い止めは違法」「雇い止め期間中の給料を支払うこと」と判決した。

判決を不服として、全日海は控訴した。給料支払いの命令には従わず、1,000万円を供託した。

東京高裁は2016(H28)年7月5日に判決を出した。「雇い止めは客観的な合理性を欠く」とした上で地裁が却下した未払いのボーナス(508万円)の支払いも全日海に命じた。

全日海は最高裁に上訴した。しかし、後に敗北を認めて訴えを取り下げた。

団体交渉に応じない全日海

全日海労組は2013(H25)年4月25日と5月7日に全日海に団体交渉を申し入れた。しかし、全日海は「全日海労組の結成は(北山氏の)私怨を晴らすことが目的だ」とか「全日海労組の組合員名を明らかにせよ」などとの難癖をつけ、交渉に応じようとはしなかった。

北山等組合長は5月14日、東京都労働委員会に「不当労働行為」救済を求めた。

都労委は全日海の団交拒否を不当労働行為と認定し、次の2点を命じた。

- (1)全日海労組の申し入れた団体交渉に誠実に応じなければならない
- (2)1週間以内に全日海労組に謝罪文を交付するとともに、墨書して全日海

全日本海員組合従業員労働組合
組合長 北山 等 殿

全日本海員組合
組合長 森田保己

当組合と貴組合との間で行われた平成29年2月21日、同年4月17日、同年5月22日及び同年6月21日の団体交渉において、「再雇用契約または継続雇用契約によらない定年後の雇用形態について、その採用の条件及び労働条件の説明」の議題についての当組合の対応が、中央労働委員会において、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為であると認定されました。

今後、このようなことを繰り返さないようにします。

▲中労委(厚労省)が全日海に命じた謝罪文

の従業員らの見易い場所に10日間提示しなければならない。

労働組合の不当労働行為が認定されたのは初めてだった。

全日海労組の北山等組合長は「労働組合である全日海が、あろうことか、従業員が結成した組合に不当労働行為を働くとは前代未聞である」と寸評した。

都労委の命令を受けて全日海は団交に応じたものの、再び「全日海労組は私怨を晴らすことが目的」「労働員の名前を明らかにせよ」と同じことを繰り返すだけで実質的な交渉(雇い止めの見直し、労働協約の締結)に入ろうとしなかった。謝罪文の掲示もしなかった。

団交の開催地で紛糾

2回目の団体交渉は開催地をめぐって紛糾した。全日海労組は交互開催を提案し、本部(北山等組合長の自宅)のある石川県下での開催を申し入れた。1回目は全日海の本部がある東京都内で開催したのだから、2回目は石川県下で開くのが公平だった。

ところが全日海は東京都内での開催にこだわり、全日海労組の要求に応じなかった。やむなく全日海労組は石川県労働委員会に不当労働行為の救済を申し入れた。

審査の結果、石川県労委は2015(H27)年1月29日に次の命令書を出した。

- (1)全日海は石川県内で団体交渉に応じなければならない
- (2)1週間以内に謝罪文を全日海労組に

交付するとともに、全日海の従業員らの見易い場所に10日間掲示しなければならない。

この命令を不服として全日海は厚労省の中央労働委員会(中労委)に再審を上告した。しかし、中労委は応じなかった。これにより確定した石川県労委の命令に従い、全日海は森田保己組合長名で謝罪文を出した。

全日海が開催場所で繰り返し言をするのは全日海労組の要求を受けなくなかったからだと見られた。要求内容は次のようなものだった。

- (1)(暫定)労働協約の締結
- (2)雇い止めした阿部博・元執行部員の再雇用復活
- (3)従業員規定や再雇用職員規定などを労働基準監督署に届け出ること
- (4)雇い止めした北山等・元副組合長の再雇用復活

石川県労委は命令書で全日海の思惑にも言及した。

「これは、もはや団体交渉の開催場所の問題ではなく、団交そのものを否定するもので、合理性は到底、認められない」

言い分は認めてもらったものの全日海の謝罪だけでは全日海労組は不満だった。「石川県労委の命令は中身が不十分」として全日海労組が中労委に再審査を申し立てた。

中労委は2015(H27)年6月15日、「全日海は全日海労組と団体交渉に応じなければならない」との命令を出した。中労委が労働組合に不当労働行為を認定するの

は初めてだった。

命令が出て全日海は応じないので、全日海労組は裁判に訴えた。

東京地裁は2016(H28)年9月30日、全日海労組の請求を認める判決を出した。

「全日海が団体交渉に速やかに応じない、その一連の行為の過失責任は免れない」

そして全日海と第1回目の団体交渉を指揮していた田中伸一副組合長に共同で33万円の慰謝料を払うよう、命じた。

全日海は控訴したが、後に取り下げたため、東京地裁の判決が確定した。

全日海労組を差別扱い

全日海は65歳以上の再雇用でも全日海労組に嫌がらせをした。2016(H28)～2017(H29)年にかけて、全日海労組に加入していた大倉実・博多海員会館長と北山等・呉海員会館長に65歳での「雇い止め」を通知した。差別は明らかだった。65歳を超えても働いている全日海の元執行部員は多くいたからである。

大倉・北山両氏は全日海の不当労働行為を都労委に求めた。

審査の結果、都労委は2020(R2)年2月5日、全日海の不当労働行為を認定した。大倉実氏については次のように判定した。

「全日海と全日海労組とは骨肉相食むごとくの対立状況にあったことを鑑みると、全日海は、大倉氏が、激しく対立する全日海労組に加入したため、これを排除する意思に基づいたものと言わざるを

得ない。全日海労組の弱体化を企図した支配介入にも当たる」

北山等氏には次のように判定した。

「全日海が北山氏を雇い止めにしたのは、全日海労組の組合長である北山氏を排除するためであったというほかない。全日海労組の弱体化を企図した支配介入にも当たる」

以上の判定から都労委は全日海に謝罪文の提出と掲示を命じた。

しかし、全日海労組が求めていた職場への復帰や雇い止め期間中の賃金の支払いは認めなかった。

全日海労組は石川県労委に不当労働行為の救済を申請した。

2016(H28)年7月26日、石川県労委は、全日海の不当労働行為を認定し、北山等氏の職場復帰を命じた。これを受け、北山氏が3年ぶりに呉海員会館の館長に復職した。

全日海労組は団体交渉に応じない全日海に損害賠償を求めて、東京地裁に訴えた。

東京地裁は2018(H30)年2月9日、森田組合長に11万円の支払いを命じた。

森田組合長は不服として控訴した。東京高裁は2018(H30)年7月17日に判決を出した。森田組合長だけでなく、田中副組合長と全日海にも賠償金(計11万円)を負担するよう命じた。

全日海は最高裁に上告した。しかし、2019(H31)年1月17日、最高裁は上告を棄却し、東京高裁の判決が確定した。